

第 10 回



公式 YouTube チャンネルへの 動画掲載規定

広島みなとフェスタ実行委員会

事務局

広島市南区役所地域起こし推進課

〒734-8522

広島市南区皆実町一丁目5番44号

電話 (082) 250-8935

FAX (082) 252-7179

メール: mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

広島みなとフェスタ公式 YouTube チャンネルへの動画掲載規定

広島みなとフェスタ公式 YouTube チャンネルでの動画配信を希望される場合は、本規定に従って動画を作成してください。

1 掲載動画の内容

広島みなとフェスタの趣旨に沿った動画で、次のいずれかに該当するものであること

- (1) 港周辺の地域資源（風景、魅力、観光名所など）を紹介する PR 動画
- (2) 港を中心に活動する団体による活動紹介動画
- (3) 工作体験など、自宅でできるワークショップ動画
- (4) 著名人による講義、語り、防災士などによる解説動画
- (5) 広島の名産物等を用いた料理のレシピ紹介動画
- (6) 上記の他、広島みなとフェスタを応援する旨のメッセージが含まれている動画

※ 著作権等権利関係については、提出者でご対応いただきます。

2 掲載対象とならない動画

以下の内容を含む動画作品は対象となりません。

- (1) 第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 製品・サービス等の販売活動を主な目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (4) 特定の個人・団体を誹謗中傷すること又は称揚することを主な目的とするもの
- (5) 犯罪行為を助長し、または引き起こす可能性のあるもの
- (6) 児童ポルノ、差別的・暴力的表現、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募など公序良俗に反するもの
- (7) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの
- (8) その他、YouTube コミュニティガイドラインに違反するもの

3 動画作品の加工、権利等

- (1) 動画作品の著作権は、全て動画提供者に帰属します。ただし、動画提供者からの事前の申出がない場合、実行委員会（事務局）は、広島みなとフェスタの広報、記録、報告等のために必要な範囲で、提出動画を、無償かつ通知を要せずに無期限に利用することができるものとします。
- (2) 動画作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、動画提供者の責任と負担で解決するものとし、実行委員会（事務局）は一切の責任を負いません。
- (3) 動画製作に係る費用については、全て動画提供者の負担とします。なお、使用楽曲等の著作権対応等も各自で適切に行ってください。

【参考】 YouTube 利用規約

<https://www.youtube.com/static?template=terms&hl=ja&gl=JP>